

平成29年教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成29年8月24日（木）
開会：午前9時30分 閉会：10時00分
- 2 開催場所 教育委員会室2
- 3 会議次第
○議案第93号 いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果の公表に関する規則の制定について
○議案第94号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員等
桶谷教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 会議に出席した説明員
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、南堀教育総務課長、飯田児童生徒支援課長
- 6 会議に出席した事務局職員
伊藤教育総務課主任、西本同課主事
- 7 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が臨時会の開会を宣言

- 議案第93号 いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果の公表に関する規則の制定について
- 議案第94号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○飯田児童生徒支援課長 議案第93号いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果の公表に関する規則の制定について、及び議案第94号大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果の公表に関する規則は、重大事態に関する調査結果報告書を市ホームページにおいて公表することに関し、必要な事項を定めるものであり、具体的には第3条において、「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会から調査の結果を記載した書面が提出されたときは、速やかにこれを公表する。ただし、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者の同意が得られない場合については、この限りでない。」と定めるものである。

大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会規則の一部を改正する規則は、第5条において、委員会の中立性及び公正性を定め、第8条において調査報告書の作成・答申及び作成に当たって必要な配慮をしなければならないことを定めるものである。

【質疑】

○壽委員 必要な配慮とあるが、これは事案ごとに委員会にて判断するということか。

○飯田児童生徒支援課長 事案によってケースが様々であると思われるため、事案ごとに委員会にて個々に判断していただくものである。

○壽委員 この配慮は、作成段階からなされるという理解で良いか。

○飯田児童生徒支援課長 作成段階から必要な配慮をして調査報告書が作られていくものである。

○壽委員 ということは、配慮が必要な事案では、調査報告書に盛り込まれない事実もあり得るとのことか。

○飯田児童生徒支援課長 基本的な項目については、明らかになった事実を基に報告書に盛り込まれることが前提であるが、公表された場合に鑑みて配慮が必要であると委員会で判断した部分については、まずは個人が特定されないよう表現を工夫していただき、特定が避けられない場合は、被害者側に中間報告の際にお伝えする等しながら、報告書を作成していただくこととなる。

○壽委員 当事者には報告しつつ、公表を前提として報告書に盛り込まれる場合もあるということか。

○飯田児童生徒支援課長 そのような項目も含まれる可能性はある。実際には、自死事案など、事案の内容によっても変わってくると思われ、事案ごとの状況に応じて委員会にて配慮をしていただく。

○桶谷教育長 昨今の自死事案において、いじめはあったが自死との因果関係が不明であるという報告書が提出され、被害者との間で揉めている事例があり、中には第三者委員会の委員が解任されたケースもある。教育委員会が関わっていると、被害者側からは中立的でないと思われるが、例えばある市では、第三者委員会のメンバーに教育委員会事務局の職員が入っており、第三者委員会の中立性が問われている。本市でもそのことを認識して、第三者委員会の中立性を保っていく必要がある。

【採 決】 可決

閉会 教育長が臨時会の閉会を宣言